

2020年度版

社会福祉事業者のための 賠償責任保険のご案内

1. 福祉事業者総合賠償責任保険について

★1ページ～

福祉事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合等の賠償リスクをカバーする福祉事業者向けの総合保険です。

2. サイバープロテクターについて

★13ページ～

記名被保険者がサイバー攻撃を受ける等の事由により、所有、使用または管理する情報の漏えいや、他人の業務を休止または阻害すること等に起因して、保険期間中に被保険者になされた損害賠償請求等により生じた賠償損害および費用損害に対して保険金をお支払いします。

3. 使用者賠償責任保険について

★26ページ～

政府労災保険法等で給付の対象となる被用者の労働災害について、被保険者が被災した被用者またはその遺族から損害賠償請求を受けたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に負担する、損害賠償金および賠償問題解決のために要した費用を補償する保険です。



保険
期間

2020年4月1日午後4時～2021年4月1日午後4時

※募集締切（4月1日補償開始）：2020年3月31日（火）

※5月1日以降中途加入：毎月20日締切で、翌月1日午後4時から
2021年4月1日午後4時まで

社会福祉法人 **愛知県社会福祉協議会**

1. 福祉事業者総合賠償責任保険のご案内

特色

① 社会福祉事業を行う法人専用の団体保険です。

- 本制度は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が三井住友海上火災保険株式会社と一括して保険契約を行う団体契約です。
- 福祉事業を行う法人のニーズに合わせた補償内容となっております。

② 簡単な手続で加入できます。

- 加入依頼書兼保険料計算書により、簡単な手続で加入できます。本制度の保険期間は2020年4月1日から1年間で、毎月いつでも中途加入できます。

③ 団体契約のため、有利な補償と割安な保険料を提供できます。

- スケールメリットを活かした団体契約ですので、個別契約より割安な保険料で加入できます。

福祉事業者総合賠償責任保険

この保険は、福祉事業者の皆さまが、所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で生じた第三者の身体障害や財物損壊等により、法律上の損害賠償責任を負担した場合等、福祉事業者の賠償リスクを総合的にカバーする保険です。

加入対象

福祉事業を行う法人が対象となります。

● 対象となる事業

介護保険法または社会福祉法に規定された社会福祉事業

例) 特別養護老人ホーム運営、養護老人ホーム運営、軽費老人ホーム運営、身体障害者福祉センター運営、老人福祉センター運営、介護予防支援、就労移行支援、福祉用具貸与 等

● 対象とならない施設

保育所、病院、診療所、助産施設等の医療施設、介護保険法・社会福祉法に規定されていない施設

被保険者の範囲（保険契約により補償を受けられる方）

① 記名被保険者である福祉事業者 ② 記名被保険者の役員または使用人（注）

③ 前記①②の被保険者の監督または指揮のもとに、記名被保険者の業務を行う者（ボランティアスタッフ等）（注）

（注）被保険者となるのは、記名被保険者である福祉事業者の業務に起因して法律上の損害賠償責任を負う場合に限り、

ただし、前記②③に規定する者が、記名被保険者の業務として行う理学療法士または作業療法士の仕事に起因して発生した他人の身体の障害に対しては、前記②③に規定する者を被保険者には含めません。

お支払いの対象となる損害（概要）

お支払いの対象となる損害は次のとおりです。詳細は、「お支払いの対象となる損害」をご参照ください。

- | | | |
|----------|---------|-----------|
| ○損害賠償金 | ○損害防止費用 | ○権利保全行使費用 |
| ○緊急措置費用 | ○協力費用 | ○争訟費用 |
| ○被害者治療費等 | ○初期対応費用 | ○訴訟対応費用 等 |



保険金をお支払いする主な場合

以下の対象事故に起因して他人の生命もしくは身体を害し、または他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償種類	対象事故	事故例
施設損害補償	福祉事業者が所有、使用または管理する保険対象施設の構造上の欠陥や管理の不備によって発生した偶然な事故	<ul style="list-style-type: none"> ● 階段の欠陥により利用者が転落しケガをした。 ● 看板の留具が腐食していたために看板が落下し、通行人がケガをした。 ● 施設で火災が発生し、非常口の不備で利用者に死傷者が出た。
業務遂行損害補償	福祉事業者またはその従業員等の保険対象業務活動での不注意によって発生した偶然な事故	<ul style="list-style-type: none"> ● 入浴サービス提供時に誤って熱湯をかけて火傷を負わせてしまった。 ● ヘルパーが老人を車椅子からベッドに移動中、バランスを崩して共に転倒し、老人にケガをさせた。
生産物損害補償	福祉事業者の占有を離れた福祉事業者が保険対象業務として製造・販売・提供した財物により発生した偶然な事故	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉施設で提供した食事により施設利用者が食中毒になった。 ● 販売した介護用品の欠陥で利用者がケガをした。
仕事の結果損害補償	福祉事業者が保険対象業務を行った結果により発生した偶然な事故	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉施設で利用者の衣類を選択したところ、漂白剤が強ク衣類に残っていたため、利用者の肌に炎症が起きた。

以下の対象事故に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償種類	対象事故	事故例
受託財物損害補償	福祉事業者が保険対象施設内で保管する他人の財物、または保険対象業務を遂行するにあたり現実に福祉事業者の管理下にある他人の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者から預かったメガネを誤って壊してしまった。 ● 利用者から一時的に預かった現金を盗まれてしまった。
支援事業損害補償	居宅介護支援業務、介護予防支援業務、相談支援業務等の支援業務などのミスに起因して発生した身体障害・財物損壊を伴わない純粹経済損失	<ul style="list-style-type: none"> ● ケアプランの作成ミスにより、本来、利用者が受けられるサービスを受けられなかったために、利用者が被った経済的損害について損害賠償請求を受けた。
人格権侵害補償	「施設損害補償・業務遂行損害補償・生産物損害補償・仕事の結果損害補償」で損害の原因と規定されている事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当行為 (a) 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉棄（き）損 (b) 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉棄（き）損またはプライバシーの侵害	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーターの管理ミスにより利用者が閉じ込められ、精神的ショックを受けたことに対する補償を求められた。

被保険者が引受保険会社の同意・承認を得て支出した次の費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

補償種類	内容
被害者治療費等補償	<p>「施設損害補償・業務遂行損害補償・生産物損害補償・仕事の結果損害補償」で損害の原因と規定されている事由に起因して事故が発生し、被害者が被った身体障害を直接の原因として、その事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、通院し、入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合において、被保険者が引受保険会社の同意を得て負担した次のいずれかに該当する費用。</p> <p>(a) 被害者が通院または入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用 (b) 被害者が重度後遺障害を被った場合において、その原因となった身体障害の治療に要した費用 (c) 被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用 (d) 見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付は、その名目を問わず除きます。</p> <p>法律上の損害賠償責任を負担するか否かを問わずお支払いの対象となりますが、損害賠償責任を負担した場合には、既にお支払いした保険金は損害賠償金に充当されます。また、原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に被保険者が負担した費用に限ります。</p>
初期対応費用補償	<p>「施設損害補償・業務遂行損害補償・生産物損害補償・仕事の結果損害補償」で損害の原因となる事由に起因して事故が発生した場合に、被保険者が緊急的な対応のために現実に支出した、次のいずれかに該当する費用。ただし、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用に限ります。</p> <p>(a) 事故現場の保存に要する費用 (b) 事故現場の取片付けに要する費用 (c) 事故状況または原因を調査するために要した費用 (d) 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費 (e) 通信費 (f) 「生産物損害補償・仕事の結果損害補償」で対象とする事故が発生した場合において、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用。ただし、完成品^(注1)または製造品・加工品^(注2)の損壊が発生した場合を除きます。 (注1) 完成品とは、生産物が成分、原材料または部品等として使用された（生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。）財物をいいます。 (注2) 製造品・加工品とは、生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の、製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物をいいます。</p>
訴訟対応費用補償	<p>争訟費用が保険金として支払われる場合に、日本国の裁判所に訴訟が提起されたときに、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用。</p> <p>(a) 被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 (b) 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 (c) 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 (d) 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。 (e) 意見書または鑑定書の作成にかかる費用 (f) 増設したコピー機の賃借費用</p> <p>ただし、通常要する費用であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用に限ります。</p>

オプションにて、下記の場合にも保険金をお支払いします。

補償種類	内容
使用不能損害 拡張補償	保険期間中に、被保険者が他人の財物（被保険者が所有、使用または管理する財物を除きます。）の損壊を伴わずに発生した使用不能により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従います。 (a) 財物 財産的価値を有する有体物をいいます。 (b) 財物を使用不能にする その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害することをいい、収益を減少させることを含みます。
たん吸引等 拡張補償	被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。 ・介護職員によるたんの吸引等
サービス利用者 検索費用補償	保険期間中に日本国内において、サービス利用時間中に発生したサービス利用者の行方不明（警察署長へ行方不明に係る届出が行われた場合に限りです。）について、被保険者が次のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (a) 捜索費用 (b) 使用人派遣費用 (c) サービス利用者帰宅費用 (e) 親族対応費用 (f) 謝礼金
雇用慣行 危険補償	被保険者が使用人等に対して行った不当行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。被保険者とは、次のいずれかに該当する者とします。 (a) 保険証券に記載された被保険者（以下「記名被保険者」といいます。） (b) 記名被保険者のすべての役員および使用人 ^(注) 。ただし、記名被保険者の業務の遂行に起因して、損害を被る者に限ります。 (注) 記名被保険者のすべての役員および使用人 既に退任している役員または既に退職している使用人を含みます。ただし、初年度契約の保険期間の始期日より前に退任した役員および退職した使用人を除きます。

お支払いの対象となる損害

お支払いの対象となる損害は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

損害の種類	内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
⑦被害者治療費等	「保険金をお支払いする主な場合」の「被害者治療費等補償」とおりです。
⑧初期対応費用	「保険金をお支払いする主な場合」の「初期対応費用補償」とおりです。
⑨訴訟対応費用	「保険金をお支払いする主な場合」の「訴訟対応費用補償」とおりです。
⑩サービス利用者 検索費用 (オプション)	「保険金をお支払いする主な場合」の「サービス利用者検索費用補償」とおりです。

※上記①から⑩までの保険金の合計で、保険証券記載の支払限度額を限度とします。なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意・承認を要しますので、必ず引受保険会社までお問合せください。

※被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、「⑦被害者治療費等」の保険金として対象となる場合を除き、保険金のお支払いの対象とはなりません。

支払限度額・免責金額

補償種類	支払限度額			免責金額
	<身体障害>			
施設損害補償 業務遂行損害補償 生産物損害補償 仕事の結果損害補償	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	なし
	1名 1,000万円 1事故 1億円	1名 3,000万円 1事故 3億円	1名 5,000万円 1事故 5億円	
	<財物損壊> 1事故 500万円			
受託財物損害補償	1事故・期間中 100万円			
支援事業損害補償	1請求 100万円 / 期間中 300万円			
人格権侵害補償	1事故・期間中 500万円			
被害者治療費等補償	1名 死亡・重度後遺障害 50万円 / 入院 10万円 1事故 1,000万円			
初期対応費用補償	1事故・期間中 500万円			
訴訟対応費用補償	1事故・期間中 500万円			
使用不能損害拡張補償	1事故 500万円			
たん吸引等拡張補償	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
	1名 1,000万円 1事故 1億円	1名 3,000万円 1事故 3億円	1名 5,000万円 1事故 5億円	
サービス利用者 検索費用補償	1事故 20万円			
雇用慣行危険補償	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
	1請求・期間中 1,000万円	1請求・期間中 3,000万円	1請求・期間中 5,000万円	
総支払限度額 (加入者1名あたり)	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
	期間中 1億円	期間中 3億円	期間中 5億円	

保険金をお支払いしない主な場合

<全補償共通>

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または個体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- 直接であると間接であると問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - ◆石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵（じん））の人体への摂取または吸引
 - ◆石綿等への曝露（ばくろ）による疾病
 - ◆石綿等の飛散または拡散

等

<施設損害補償・業務遂行損害補償>

- 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- 航空機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- パラグライダー、ハングライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、販売等を目的として展示されている場合を除きます。この場合であっても、走行している間は自動車とみなします。
- 施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを含みません。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害
- 石油物質が保険証券記載の施設から公共水域（海、河川、湖沼、運河）へ流出したことにより、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ◆水の汚染による他人の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害賠償責任
 - ◆水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことにより生じた損害賠償責任
- 石油物質が保険証券記載の施設から公共水域（海、河川、湖沼、運河）へ流出したことにより、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ◆水の汚染による他人の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害賠償責任
 - ◆水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことにより生じた損害賠償責任
- 直接であると間接であると問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◆医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◆はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - ◆理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

等

<生産物・仕事の結果損害補償>

- 次の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること。これらに起因する使用不能または修補を含みます。）に対する損害賠償責任。なお、これらの財物の一部の欠陥によるその財物の他の部分の損壊に対する損害賠償責任を含みます。
 - ◆生産物
 - ◆仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
- 保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害
- 事故が発生または発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物（生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。）の回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）に要する費用（被保険者が支出したと否とにかかわらず、また損害賠償金として請求されたことと否とを問いません。）およびそれらの回収措置に起因する損害
- 事故が発生または発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために生産物または仕事の目的物について講じるべき回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）を、被保険者が正当な理由なく怠ったときの、以後発生する同一の原因に基づく損害
- 生産物が成分、原材料または部品等として使用された（生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。）財物（以下「完成品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害。ただし、完成品の損壊に起因して発生した、完成品以外の財物の損壊および身体の障害は除きます。
- 生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次のいずれかに該当する損害
 - ◆製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物（以下「製造品・加工品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
 - ◆製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害
- ただし、製造品・加工品の損壊に起因して発生した、製造品・加工品以外の財物の損壊および身体の障害は除きます。
- 医薬品等、農薬または食品のいずれかに該当する生産物が、その意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害
- 直接であると間接であると問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◆医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◆はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。その他法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。
- 保険の対象が医薬品等、医薬品等の製造・販売、臨床試験の場合に、特定の医薬品および特定の症状・事由に起因する損害
- LPガス販売業務の結果に起因する損害

等

<支援事業損害補償>

- 被保険者の犯罪行為（刑に処せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑に処せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。）に起因する損害
- 被保険者の重過失による法令違反に起因する支援事業損害
- 被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する損害
- 支援事業の提供に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為に起因する損害

- 支援事業の提供に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為に起因する損害
- 法令により定められた支援事業を行う事業者としての基準を満たしていない間に被保険者が行った行為に起因する損害
- 被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行に起因する損害
- 身体の障害または精神的苦痛に対する損害賠償請求に起因する損害
- 誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する被保険者の行為による名誉毀損または人格権侵害に対する損害賠償請求に起因する損害
- 財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること。それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）に対する損害賠償請求に起因する損害
- 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求に起因する損害
- 漁業権、営業権、鉱業権、その他の権利または無体物もしくはエネルギーの侵害に対する損害賠償請求に起因する損害
- この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）において、その状況の原因となる行為によってなされた損害賠償請求に起因する損害
- この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為によってなされた損害賠償請求に起因する損害

等

<受託財物損害補償>

- 被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行いまたは加担した受託物の盗取に起因する損害
- 被保険者の使用人が所有または私用に供する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
- 航空機、自動車、船舶（部品、付属品およびこれらに積載された財物を含みます。）または動物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
- 受託物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- 受託物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害
- 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
- 被保険者が行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工（動物に対する治療、美容、飼育または植物の育成等を含みます。）の拙劣または仕上不良等に起因する損害

等

<人格権侵害補償>

- 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害賠償責任
- 直接であると間接であることを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任

等

<被害者治療費等補償>

次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等

- 治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の故意
- 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- 治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の同居の親族または別居の未婚の子の行為
- 被害者の心神喪失
- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打

等

<使用不能損害拡張補償（オプション）>

- 直接であると間接であることを問わず、被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行遅滞その他の債務不履行に起因して発生した純粋使用不能損害
- 直接であると間接であることを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いしません。
 - ◆生産物または仕事の結果が所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因して、他人の財物を使用不能にしたことによって生じた賠償責任。ただし、生産物または仕事の結果に生じた機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する場合は除きます。
 - ◆生産物または仕事の結果が成分、原材料または部品等として使用された財物を使用不能にしたことに起因する賠償責任
 - ◆生産物が製造機械等もしくはその部品である場合または仕事の結果が製造機械等の据付、修理、調整等である場合に、製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物を使用不能にしたことに起因する賠償責任

等

<雇用慣行危険補償（オプション）>

- 直接であると間接であることを問わず、被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害については保険金をお支払いしません。なお、次に記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に適用されるものとし、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。
 - ◆被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
 - ◆被保険者の故意または重過失による法令違反に起因する損害賠償請求
 - ◆被保険者が他人に損失または精神的な苦痛を与える意図を持って行った行為に起因する損害賠償責任
- 直接であると間接であることを問わず、被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害については保険金をお支払いしません。なお、次に記載されている事由または行為については、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、適用されます。また、②および③の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。
 - ①初年度契約の保険期間の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求
 - ②初年度契約の保険期間の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ③この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ④この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- 被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害については、保険金をお支払いしません。なお、次に記載されている事由または行為については、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、適用されます。
 - ◆次のいずれかに該当するものに対する損害賠償請求
 - ア. 身体の障害（傷害、疾病およびこれらに起因する後遺障害または死亡をいいます。）
 - イ. 財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難（これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）
 - ◆労働時間、休日または休暇の取得等に起因する損害賠償請求
 - ◆情報の漏えいに起因する損害賠償請求。ただし、被保険者が使用人等に対して行った不当行為に起因するものは除きます。
- 直接であると間接であることを問わず、被保険者に対してなされた施設や設備等の新設、修理または改造等（法令等により定められているものを含みます。）に起因する損害賠償請求に起因する損害については、保険金をお支払いしません。

等

保険料

法人の事業形態により下記のいずれかのタイプを選択していただきます。

施設タイプ	社会福祉施設を運営している法人向けのプランです。保険料は定員数で計算します。 例) 特別養護老人ホーム運営、養護老人ホーム運営、軽費老人ホーム運営、有料老人ホーム運営、障害者総合支援法に規定する障害者支援施設運営、居宅介護、児童デイサービス 等
訪問タイプ	訪問介護等の業務を行っている法人向けのプランです。保険料は売上高で計算します。 例) 訪問介護、訪問入浴介護、在宅配食サービス業務、移送サービス業務、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護 等 ただし、訪問看護および居宅療養指導は対象となりません。

※施設を所有し訪問介護等のサービスも行っている法人は、上記の2つのタイプを合わせて加入していただきます。

①施設タイプ

(単位：円)

定員	保険料			定員	保険料		
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
10名まで	15,080	23,720	29,290	360名まで	124,630	196,030	242,060
20名まで	22,630	35,590	43,950	370名まで	127,120	199,950	246,910
30名まで	33,930	53,370	65,900	380名まで	129,660	203,950	251,840
40名まで	44,780	70,430	86,970	390名まで	132,260	208,030	256,880
50名まで	53,180	83,650	103,300	400名まで	134,900	212,190	262,020
60名まで	59,850	94,140	116,240	410名まで	137,600	216,430	267,260
70名まで	65,930	103,710	128,060	420名まで	140,350	220,760	272,600
80名まで	68,730	108,110	133,490	430名まで	143,160	225,180	278,060
90名まで	72,490	114,020	140,790	440名まで	146,020	229,680	283,620
100名まで	74,380	117,000	144,470	450名まで	148,940	234,280	289,290
110名まで	75,960	119,490	147,550	460名まで	151,920	238,960	295,070
120名まで	77,480	121,880	150,500	470名まで	154,960	243,740	300,980
130名まで	79,030	124,310	153,510	480名まで	158,060	248,620	307,000
140名まで	80,610	126,800	156,580	490名まで	161,220	253,590	313,140
150名まで	82,230	129,340	159,710	500名まで	164,440	258,660	319,400
160名まで	83,870	131,920	162,900	510名まで	167,730	263,830	325,790
170名まで	85,550	134,560	166,160	520名まで	171,090	269,110	332,300
180名まで	87,260	137,250	169,480	530名まで	174,510	274,490	338,950
190名まで	89,000	140,000	172,870	540名まで	178,000	279,980	345,730
200名まで	90,780	142,800	176,330	550名まで	181,560	285,580	352,640
210名まで	92,600	145,650	179,860	560名まで	185,190	291,290	359,690
220名まで	94,450	148,570	183,450	570名まで	188,890	297,120	366,890
230名まで	96,340	151,540	187,120	580名まで	192,670	303,060	374,230
240名まで	98,270	154,570	190,870	590名まで	196,520	309,120	381,710
250名まで	100,230	157,660	194,680	600名まで	200,450	315,300	389,340
260名まで	102,240	160,810	198,580	610名まで	204,460	321,610	397,130
270名まで	104,280	164,030	202,550	620名まで	208,550	328,040	405,070
280名まで	106,370	167,310	206,600	630名まで	212,720	334,600	413,180
290名まで	108,500	170,660	210,730	640名まで	216,980	341,300	421,440
300名まで	110,670	174,070	214,950	650名まで	221,320	348,120	429,870
310名まで	112,880	177,550	219,240	660名まで	225,740	355,080	438,470
320名まで	115,140	181,100	223,630	670名まで	230,260	362,190	447,230
330名まで	117,440	184,720	228,100	680名まで	234,860	369,430	456,180
340名まで	119,790	188,420	232,660	690名まで	239,560	376,820	465,300
350名まで	122,180	192,910	237,320	700名まで	244,350	384,350	474,610

②訪問タイプ（訪問介護等）

年間売上高 万円 ×	料率		=	保険料（1円の位を四捨五入して10円単位）	
	タイプ	料率		タイプ	保険料
	Aタイプ	5.58		Aタイプ	円
	Bタイプ	8.86		Bタイプ	円
	Cタイプ	10.97		Cタイプ	円

※施設タイプを合わせて加入される場合は、訪問介護等の事業売上高のみで計算してください。

③各種相談事業等売上換算ができない業務

当該業務従事者数 人 ×	料率		=	保険料（1円の位を四捨五入して10円単位）	
	タイプ	料率		タイプ	保険料
	Aタイプ	213円		Aタイプ	円
	Bタイプ	333円		Bタイプ	円
	Cタイプ	411円		Cタイプ	円

※この業務については、支援事業損害補償は対象外となります。

④支援事業損害補償

年間売上高 万円 ×	料率		=	保険料（1円の位を四捨五入して10円単位）	
	タイプ	料率		タイプ	保険料
	Aタイプ	0.5		Aタイプ	円
	Bタイプ	0.8		Bタイプ	円
	Cタイプ	0.99		Cタイプ	円

⑤雇用慣行危険補償（オプション）

介護従事者数 人 ×	料率		=	保険料	
	タイプ	料率		タイプ	保険料
	Aタイプ	6,000円		Aタイプ	円
	Bタイプ	7,000円		Bタイプ	円
	Cタイプ	8,000円		Cタイプ	円

⑥使用不能損害拡張補償（オプション）

年間売上高 万円 ×	料率	=	保険料（1円の位を四捨五入して10円単位）
	2円	=	円

⑦サービス利用者搜索費用（オプション）

年間売上高 万円 ×	料率	=	保険料（1円の位を四捨五入して10円単位）
	1円	=	円

⑧たん吸引等拡張補償（オプション）

介護従事者数 人 ×	料率		=	保険料	
	タイプ	料率		タイプ	保険料
	Aタイプ	9,750円		Aタイプ	円
	Bタイプ	15,260円		Bタイプ	円
	Cタイプ	18,800円		Cタイプ	円

【保険料計算例（Bタイプの場合）】

A. 特別養護老人ホームでデイサービス、訪問介護、居宅介護支援を行っている場合

- 定員：特別養護老人ホーム 50人 / デイサービス 20人 計70人
- 売上高：訪問介護 2,000万円 / 居宅介護支援 1,000万円

- ①施設タイプ（特別養護老人ホーム、デイサービスが該当）
定員数70人⇒**103,710円**（6ページの表を参照）
- ②訪問タイプ（訪問介護、配食サービス、移送サービスが該当）
2,000万円×8.86 = **17,720円**
- ③支援事業損害補償（居宅介護支援が該当）
1,000万円×0.8 = **800円**

合計保険料 ⇒ **122,230円**

B. 社会福祉協議会でデイサービス、訪問介護、居宅介護支援、配食サービス、各種相談事業を行っている場合

- 定員：デイサービス 20人
- 売上高：訪問介護 2,000万円 / 居宅介護支援 1,000万円
配食サービス 300万円 / 各種相談員 5人

- ①施設タイプ（デイサービスが該当）
定員数20人⇒**35,590円**（6ページの表を参照）
- ②訪問タイプ（訪問介護、配食サービスが該当）
2,300万円×8.86 = **20,380円**
- ③各種相談事業等売上換算ができない事業（各種相談員が該当）
5人×333円 = **1,670円**
- ④支援事業損害補償（居宅介護支援が該当）
1,000万円×0.8 = **800円**

合計保険料 ⇒ **58,440円**

手続方法

保険契約者

この保険は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が保険契約者となり、三井住友海上火災保険株式会社と一括契約します。

保険期間

2020年4月1日午後4時から2021年4月1日午後4時まで1年間

加入手続

①加入書類に記入する

福祉事業者総合賠償責任保険のご加入に必要な書類は以下のとおりです。

- 福祉事業者総合賠償責任保険加入依頼書兼保険料計算書
- 福祉事業者総合賠償責任保険付属明細書

年間売上高、当該業務従事者数または介護従事者数に基づいて各補償の保険料を算出してください（1円の位を四捨五入して10円単位にしてください。）。

※ご加入の際は、加入依頼書兼保険料計算書の記載内容を再度ご確認ください。加入依頼書兼保険料計算書に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。また、ご加入の内容と補償の範囲が重なる他の保険契約等がある場合は必ずお申し出ください。団体（グループ）加入の場合、加入者全員に保険のご加入について必ずご説明ください。

②加入書類を送付する・保険料を支払う

加入書類を代理店・扱者にご送付ください。

<代理店・扱者> 株式会社ニュータス（愛知県社会福祉協議会 指定代理店）

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-2-31 ニュープラスビル7階

TEL：0120-258-517 FAX：052-204-8988

中途加入の場合は、上記①～②のすべての手続が完了した日（毎月20日締切）の翌月1日午後4時から補償を開始します。

保険料お振込み先

保険料は下記の口座にお振込みください。

振込手数料は振込人負担となりますが、三菱UFJ銀行のATMにて現金振込を利用した場合、無料となります。

三菱UFJ銀行 愛知県庁出張所 普通 1039566
役員行事傷害保険 社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会

ご留意いただきたいこと

○この保険契約は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約です。

○ご加入いただけるのは、申込人および記名被保険者が下記に該当する場合となります。

申込人および記名被保険者

愛知県社会福祉協議会の会員である社会福祉法人

○申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

○著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

○ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

○契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

○ご加入の際は、加入依頼書兼保険料計算書および告知書の記入内容を再度ご確認ください。詳細は「重要事項のご説明」の「注意喚起情報のご説明」|「2. 告知義務・通知義務等（1）ご加入時における注意事項（告知義務-加入依頼書兼保険料計算書の記載上の注意事項）」をご参照ください。

○ご加入内容が変更となる場合には、事前に代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。詳細は「重要事項のご説明」の「注意喚起情報のご説明」|「2. 告知義務・通知義務等（2）ご加入後における注意事項（通知義務等）」をご参照ください。

○保険会社破綻時等の取扱い

●損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

●この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

●また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

○この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえ申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のための利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社には、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受保険会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

事故が発生した場合のお手続

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止
②相手の確認 ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類 (注) (注) 事故発生時の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊（財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証（写）、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部（個人）事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証（兼）念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類 (注1) をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項 (注2) の確認を終えて保険金をお支払いします (注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

2019年10月1日以降始期契約用

福祉事業者総合賠償責任保険
をご加入いただくお客さまへ

重要事項のご説明

この書面では福祉事業者総合賠償責任保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。

ご加入いただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特別約款・特約（以下「普通保険約款・特約」といいます。）によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
福祉事業者総合賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 保険法の適用に関する特約（自動セット） 賠償責任保険追加特約（自動セット） + 施設所有（管理）者特別約款 生産物特別約款 + 各種特約（自動セット）

2. 引受条件等

（1）補償内容

①被保険者

保険の種類	被保険者（ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。）
福祉事業者総合賠償責任保険	加入依頼書兼保険料計算書 ^{（注）} の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

②保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文（「福祉事業者総合賠償責任保険のご案内」。以下「パンフレット」といいます。）の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

③保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

パンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

④お支払いの対象となる損害

パンフレットの「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

（2）セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

（3）保険期間および補償の開始・終了時期

①保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入依頼書兼保険料計算書の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始

始期日の午後4時（加入依頼書兼保険料計算書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。

③補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

（4）支払限度額等

パンフレットをご参照ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み

保険料^{（注）}は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料^{（注）}につきましては、パンフレットまたは加入依頼書兼保険料計算書の「保険料」欄にてご確認ください。

（注）申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

（2）保険料の払込方法

パンフレットをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報 のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）

このご契約は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

特にご注意ください

①申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

②告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入依頼書兼保険料計算書^{（注）}に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入依頼書兼保険料計算書^{（注）}の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、保険金額等）を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

(2) ご加入後における注意事項（通知義務等）

特にご注意ください

①ご加入後、次の事実が発生した場合には、あらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象（施設、業務等）に変更（追加および削除を含みます。）が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

②ご加入後、次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ◇加入依頼書兼保険料計算書記載の住所または電話番号を変更する場合
- ◇上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 保険期間および補償の開始・終了時期

(1) 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入依頼書兼保険料計算書の「保険期間」欄にてご確認ください。

(2) 補償の開始

始期日の午後4時（加入依頼書兼保険料計算書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。

(3) 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

株式会社ニュータス（愛知県社会福祉協議会 指定代理店）
〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-2-31 ニュープラスビル7階
TEL：0120-258-517 FAX：052-204-8988

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社にご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277（無料）

【受付時間】 平日 9：00～20：00
土日・祝日 9：00～17：00（年末年始は休業させていただきます）
※2020年10月より平日の電話受付時間は9：00～19：00になります。

事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

「24時間365日事故受付サービス
三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189（無料）

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

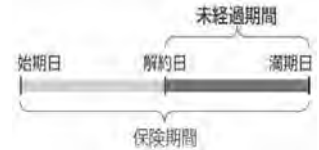
特にご注意ください

保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

■ご加入の脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間（右図をご参照ください。）分よりも少なくなります。



たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

8. 契約取扱者の権限

パンフレットをご参照ください。

9. 個人情報の取扱い

パンフレットをご参照ください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 [ナゲダヤル（全国共通・通話料有料）]

- ・受付時間【平日9：15～17：00（土日・祝日および年末年始を除きます）】
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)

保険金請求手続の流れ

事故発生

ご加入者さま	事故の発生および事故内容について、ニュータス（代理店・扱者）へご連絡ください。 ※事故発生後遅滞なく、ご連絡をお願いします。
代理店・扱者 （ニュータス）	ニュータスにて福祉事業者総合賠償責任保険加入の確認を行い、三井住友海上へ報告します。
保険会社 （三井住友海上）	保険金お支払センターより保険金請求書類一式を送付します。
ご加入者さま	保険金請求書類一式をご提出ください。 ※請求書類については、9ページの「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。
保険会社 （三井住友海上）	保険金お支払センターにて保険金のお支払手続を行います。 ※ご請求内容によっては、病院、警察、ご本人さまへの調査確認を行ったり、追加の書類を依頼させていただく場合があります。

保険金のお支払い

加入手続に関するお問い合わせ先

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 総務部

〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-50 愛知県社会福祉会館内

TEL : 052-212-5500 FAX : 052-212-5501 ホームページ : <http://www.aichi-fukushi.or.jp/>

※補償内容など保険の内容に関しては、代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。

補償内容など保険の内容に関するお問い合わせ先

<代理店・扱者> 株式会社ニュータス（愛知県社会福祉協議会 指定代理店）

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-2-31 ニュープラスビル7階

TEL : 0120-258-517 FAX : 052-204-8988 ホームページ : <https://www.newtus.com>

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 愛知中央支店 金融法人課

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-9-15 三井住友海上名古屋しらかわビル8階

TEL : 052-223-4360 FAX : 052-223-4362 ホームページ : <https://www.ms-ins.com>